

## 後期高齢者医療保険料の **納入** 通知書を送付します

6月中旬に後期高齢者医療保険料納入通知書を各世帯へ郵送します。

### 普通徴収

- ①納付書で納入される人は、納期限までに金融機関で納めてください。
- ②口座振替の人は、毎月25日に口座から引き落とされます。(25日が土日、祝日の場合は翌営業日)

### 特別徴収

現在特別徴収で仮徴収(4月・6月・8月)されている人は、平成29年度の保険料の決定額から仮徴収額を差し引いた金額を10月・12月・2月の年金から天引きとなります。

保険年金係窓口で年金天引きから口座振替への変更もできます。(すぐに変更できない場合もあります)

○手続きに必要なもの

- ①口座振替の通帳 ②通帳の届出印 ③保険証

### 保険料について

後期高齢者医療保険料は、75歳以上の、一人ひとりに納めていただく保険料です。保険料は均等割額と所得割額の合計です。均等割は、所得に応じて軽減があり、所得税額も本人の所得に応じて軽減を行います。

### 被保険者の被扶養者であった人

制度加入前に、社会保険など(被用者保険)の被扶養者であった人は、均等割を7割軽減します。

※ただし、所得の低い人の軽減措置に該当する場合、軽減割合の大きい措置が適用されます。



問い合わせ 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

## 介護保険負担割合証等を更新します

介護サービスを利用している人は、新しい負担割合証・負担限度額認定証をケアマネジャーやサービス事業者に提示してください。

	介護保険負担割合証	介護保険負担限度額認定証
対象者	要支援・要介護認定を受けている人や事業対象者	介護保険施設に入所している人やショートステイを利用する人
証の色	白 色	ピンク色
現在の有効期限	7月31日まで	7月31日まで
更新の手続き	手続きは不要。佐賀中部広域連合から新しい負担割合証を郵送します。	8月以降も認定証が必要な場合は、6月1日~30日までに、佐賀中部広域連合または地域包括支援課に申請してください。
新しい証の到着	7月中旬	7月中旬

## 高額介護サービス費の上限を変更

平成29年8月から高額介護サービス費の一般世帯の自己負担の上限額が制度の見直しのため、37,200円から44,400円に変わります。

利用者負担段階区分		自己負担の上限額(月額)
現役並み所得者(同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいる人)		44,400円(世帯合計)
※一般世帯:		44,400円(世帯合計)
住民税非課税世帯	下記以外の人	24,600円(世帯合計)
	合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 または老齢福祉年金受給者	24,600円(世帯合計) 15,000円(個人)
生活保護受給者又は利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない人		15,000円(世帯合計)

※経過措置 一般世帯で自己負担割合が1割負担者のみの世帯は、年間の負担総額が446,400円(37,200円×12月)を超えない仕組みとなります(平成32年7月まで)

問い合わせ 佐賀中部広域連合 給付課 給付係 ☎40-1134  
地域包括支援課 地域包括支援係 ☎75-6033